

異物検査のご案内

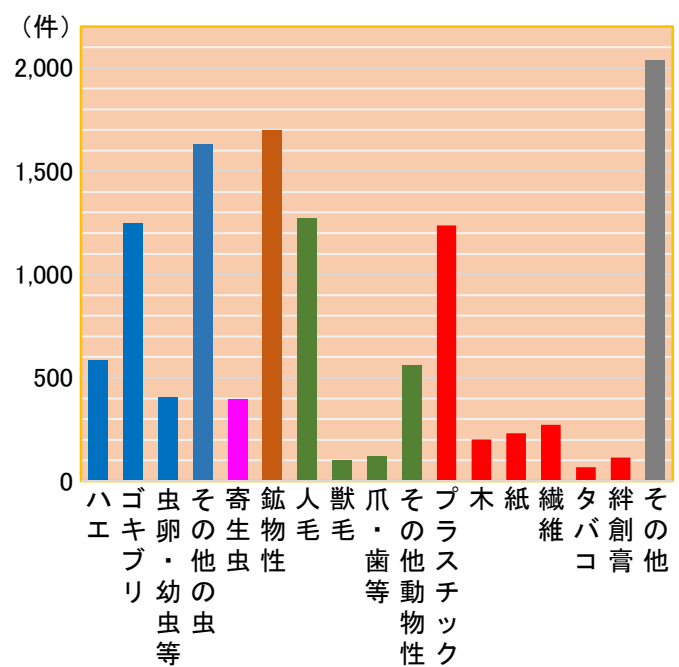
- ・ 食品衛生法第6条4項において「不潔、異物の混入または添加、その他の理由により人の健康を損なうおそれがあるもの」について製造販売を禁止すると明記されています。
- ・ 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」が改正され、『異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情を受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。』(食安発1014第1号 平成26年10月14日)が、加えられました！

■ 要因別苦情総件数 (東京都:2010年～2014年)

要因分類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
合計	5,367	4,758	4,867	5,192	5,546
異物混入	812	639	681	755	981
腐敗・変敗	108	87	79	95	80
カビの発生	123	109	85	106	120
異味・異臭	377	281	292	277	307
変色	75	62	42	54	62
変質	58	32	31	38	51
食品・器具取扱	502	419	499	567	638
従事者	—	—	—	—	203
表示	201	201	201	242	250
有症	1,338	1,354	1,472	1,434	1,487
施設・設備	533	488	514	512	610
その他	1,240	1,086	971	1,112	757

(東京福祉保健局「食品衛生関係苦情処理集計表」より抜粋)

■ 異物混入の内訳 (東京都:2010年～2014年)



■ 検査の流れ

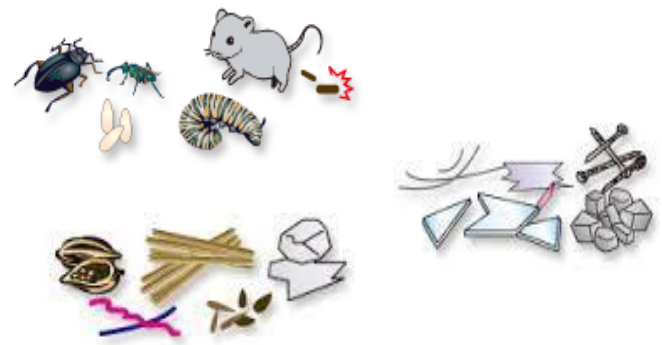


■ 検査項目・納期

検査項目	納期
異物検査	4営業日
カタラーゼ試験	4営業日
比較品検査	4営業日
蛍光X線分析	要相談

※異物によっては納期が異なる場合があります。

※料金はお問い合わせください。



厚生労働省登録検査機関(食品衛生法)
ISO/IEC 17025:2005 認定試験所 認定番号 87001
株式会社日本食品エコロジー研究所
〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号
TEL. (078)321-2311 FAX. (078)321-3066

ホームページからのお問い合わせも受け付けております

E-mail: info@jife.co.jp
URL : http://jife.co.jp



受付No.

異物検査依頼書

※太枠内は必ずご記入ください。

顧客コード

提出(発送)日: 年 月 日

受付年月日	年 月 日	搬入方法	持込・郵送・宅配・回収	荷姿・数量		
ご依頼者名				部署名		
検査施設名				担当者		
住 所	〒				TEL	
					FAX	
その他	上記の依頼者と異なる場合はご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 検査成績書依頼者名 <input type="checkbox"/> 請求先名					
検査希望期間	(いずれかにチェックをご記入ください。至急の場合、検査料金は割増となります。) <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 至急(料金割増)					
検体返却	(検査状況により返却できない場合があります。また、大きな検体の返却は着払いになります。) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要					
成績書の取り扱い	(いずれかにチェックをご記入ください。) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX後郵送 <input type="checkbox"/> その他()					

検体情報及び検査依頼内容

検体名称	(検査成績書記載の名称及び特記事項(賞味期限、ロットNo.等)をご記入ください。)
検査部分	(検査を希望する部分をご記入ください。)
異物の発見状況	(発見状況、場所などをご記入ください。)
異物の混入状態	(何に混入していたか。商品および原材料等をご記入ください。)
検査内容	(検査依頼内容にチェックをご記入ください。) <input type="checkbox"/> 異物鑑定 <input type="checkbox"/> カタラーゼ試験 <input type="checkbox"/> その他の検査() <input type="checkbox"/> 比較品検査(料金割増)・有り()

備考:

【注意事項】

- 1.成績書発行後は、原則として請求先、依頼者名、検体名などの変更はできません。
- 2.至急の場合は、検査料金が割増となります。
- 3.提出された検体・容器は依頼時に返却の要望がない場合、検査終了後破棄いたします。
- 4.異物検査の方法は、法令・文献などに基づく方法、または弊社の検査方法によります。
- 5.異物をセロテープで固定すると、判定が困難になる場合があります。適度な容器(チャック付袋)やラップに包んでご提出ください。

株式会社 日本食品エコロジー研究所

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1丁目9番

TEL(078)321-2311 FAX(078)321-3066